

愛知県の特定（産業別）最低賃金適用業種について

愛知県の特定（産業別）最低賃金の適用業種等につきましては、下記のとおり見直し整理いたしましたので、以後、これを参考に判断をお願いします。

記

- 1 各特定（産業別）最低賃金の適用業種の判断は、原則として「日本標準産業分類」（総務省）に基づいて行うこととなります。
 - (1) 愛知県染色整理業最低賃金
 - ア E114 染色整理業(糸染色業（E1146の一部）を除く。)
 - イ E110 アに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
 - ウ L7282 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。)
 - (2) 愛知県鉄鋼業（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）最低賃金
 - ア E221 製鉄業
 - イ E222 製鋼・製鋼圧延業
 - ウ E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
 - エ E220 アからウまでに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
 - オ L7282 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)
 - (3) 愛知県一般機械器具製造業（はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）最低賃金
 - ア E25 はん用機械器具製造業
 - イ E26 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業（E2621）の一部）及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - ウ E27 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（E273）、医療用機械器具・医療用品製造業（E274）、光学機械器具・レンズ製造業（E275）、武器製造業（E276）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - エ L7282 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)
 - (4) 愛知県電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金
（愛知県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃

金から名称変更したもの)

ア E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

イ E29 電気機械器具製造業

(医療用計測器製造業(E2973)(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。)

ウ E30 情報通信機械器具製造業

エ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)

(5) 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

ア E311 自動車・同附属品製造業

イ E312 鉄道車両・同部分品製造業

ウ E314 航空機・同附属品製造業

エ E315 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業

オ E319 その他の輸送用機械器具製造業

(自転車・同部分品製造業(E3191)及び当該産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所を除く。)

カ E2621 建設用ショベルトラック製造業

キ E260・310 アからカまでに掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所

ク L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからカまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)

(6) 愛知県精密機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業)最低賃金

ア E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)

イ E275 光学機械器具・レンズ製造業

ウ E323 時計・同部分品製造業

エ E270・E320 アからウまでに掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所

オ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)

(7) 愛知県各種商品小売業最低賃金

ア I 56 各種商品小売業

イ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。)

(8) 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金

(愛知県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を分離して愛知県自動車(新車)小売業最低賃金を新設したもの。)

ア I 5911 自動車(新車)小売業

イ I 590 アに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

ウ L7282 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。）

（なお、自動車部分品・附属品小売業（I 5913）の最低賃金については平成 19 年 12 月 16 日発効の時間額 800 円が適用されます。）

2 適用対象業種の判断の留意事項

適用対象業種の判断に当たっては、次の事項に留意してください。

(1) 染色整理業

「糸染色業」とは、糸染色整理業のうち、糸染色を専業として行っている事業所をいいます。

(2) 一般機械器具製造業

ア 建設用ショベルトラックとは、四輪駆動のトラクターショベルを指します。

イ 事務用機械器具製品に使用するクラッチ、ベアリング（玉及びころ軸受を除く。）については、動力伝動装置製造業（E2531）に該当するが、専ら自動車用部品として使用するものは、自動車部分品・附属品製造業（E3113）に該当します。

また、ボールベアリング等軸受等の製造業は、玉軸受・ころ軸受製造業（E2594）に該当します。

(3) 電気機械器具製造業

ア デジタルカメラ製造業（E3022）は、情報通信機械器具製造業（E30）に該当します。

イ 写真機（機械式カメラ）製造業は、電気機械器具製造業ではなく、光学機械器具・レンズ製造業（E275）に該当します。

(4) 輸送用機械器具製造業

ア 自動車用ワイヤーハーネス製造業は、輸送用機械器具製造業ではなく、電気機械器具製造業（E29）に該当します。

イ 自動車用座席の「ヘッドレスト（枕）」を製造する事業所のうち、

(イ) 自動車用座席と一体になっているものを製造する事業所は、自動車部分品・附属品製造業（E3113）に該当します。

(ロ) 差し込み式等分離することができるものを製造する事業所は、輸送用機械器具製造業ではなく、他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業）（E3299）に該当します。

ウ 自動車用座席製造業は、自動車・同附属品製造業（E311）に該当する。

エ 自動車用バンパー、ホイールキャップ及びダッシュボードを製造する事業所のうち、

(イ) プレス等によって加工、作出される金属製のものを製造する事業所は、輸送用機械器具製造業ではなく、金属素形材製品製造業（E245）に該当します。

(ロ) 射出、圧縮などの成形加工により作出されるプラスチック製のものを製造

する事業所は、輸送用機械器具製造業ではなく、輸送用機械器具プラスチック製品製造業（E1832）に該当します。

オ 自動車用ガラス製造業は、輸送用機械器具製造業ではなく、ガラス・同部品製造業（E211）に該当します。

カ 自動車用タイヤ・チューブ製造業は、輸送用機械器具製造業ではなく、ゴム製品製造業（E1911）に該当します。

キ 自動車用歯車（ギヤ）製造業は、輸送用機械器具製造業ではなく、一般産業用機械・装置製造業（E253）に該当します。

なお、トランスミッション、クラッチ車軸、変速機、デファレンシャルギヤなど歯車を組み合わせたものは、自動車・同附属品製造業（E311）に該当します。

ク 自動車用車輪（ホイール）、ステアリング（ハンドル等）製造業は、自動車・同附属品製造業（E311）に該当します。

(5) 各種商品小売業

ア I 561 百貨店、総合スーパー

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。

各種商品小売業の適用となる判断の目安としては、衣、食、住それぞれの関連商品の売上が、売上総額の10%から70%程度までの間であるものを指します。

イ I 569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいいます。ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は、主たる販売商品によって分類します。

各種商品小売業の適用となる判断の目安としては、衣、食、住それぞれの関連商品の売上が、いずれも売上総額の50%を超えないものを指します。

衣、食、住いずれかの関連商品の売上が50%を超えるものは各種商品小売業には該当しません。

ウ 上記の目安に該当しない小売業については、売上総額の一番多い商品によりI 57～I 61に分類します。

なお、「衣」とは、I 57 織物・衣服・身の回り品小売業

「食」とは、I 58 飲食料品小売業

「住」とは、I 59 一般機械器具小売業

I 60 その他小売業

I 61 無店舗小売業

の業種で販売するものをいう。

また、コンビニエンスストアは(I 5891)です。

(6) 自動車（新車）小売業

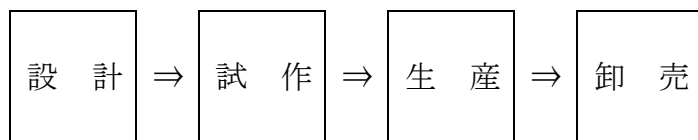
愛知県自動車（新車）小売業には、二輪自動車小売業（I 5914）は含まれません。

(7) その他

日本標準産業分類において、「製造業」とは、新たな製品の製造加工を行い、かつ、新たな製品を主として卸売する事業所であることが要件になっているので、次の事項に留意する必要があります。

ア 次のような生産の流れの中で、分業化により、設計、試作及び卸売を行うが、生産しない事業所は「卸売業」に該当します。

[例]



イ また、試作品のみを製造する事業所は「R 9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に該当します。

3 適用除外業務の判断の留意事項

適用除外業務の判断に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

(1) 各特定（産業別）最低賃金の軽易業務等に従事する者のうち、

ア 「主として従事する者」とは、専ら当該業務に従事する労働者だけでなく、他の業務にも従事するが、月間の当該業務に従事する時間が、当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めている労働者も該当します。

イ 「技能習得中のもの」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいいますが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではなく、次の要件に該当するものです。

(イ) 当該業務に従事した経験のない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者については、該当しないこと。

(ロ) 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練も含まれること。

(ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ、計画性をもって実施されるものであること。

(ニ) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。

(2) 染色整理業

ア 「反物の汚れ落としの業務」とは、反物の汚れた部分にスプレー等（ベンジンを使う場合を含む。）を用いて洗剤を吹き付け、汚れを除去する業務をいいます。

イ 「起毛機の掃除の業務」とは、起毛機の掃除を専属として行っている労働者の業務をいいます。

ウ 「染色・精練のための原材料の取揃えの業務」とは、染色・精練の準備作業を行う労働者の補助として原材料の取揃えを行う業務をいい、染料の調合は含

まれません。

エ 「修整の業務」とは、反物（生地）等を、主として手バサミ、ピンセット又は修整ペンを用いて行う糸入れ、インキング、吊り直し、キズ直し、ネップ取り、バー取り又はボツ出しの補修業務をいいます。

具体的には、反物（生地）等の不具合を補修し、製品とする業務であり、反物（生地）等にある糸だま、ゴミ、点状の染め残し、ホツレ、糸抜け等を手バサミ、ピンセット、修整ペン（染料・顔料の入ったペン）等の道具を用い、取り除き、色入れ、糸入れ等を行い、不具合のない製品とする業務であること。

オ 「軽易な運搬の業務」とは、手作業又は手押し台車による運搬の業務をいいます。

<備考>

- 「糸入れ」とは、縦糸・横糸などの織り抜けがある反物に、糸を織り入れること。
- 「インキング」とは、点状などの色むら（染むら）の部分に、色付けすること。
- 「吊り直し」とは、縦糸・横糸などが引っ掛かった際にできるシワを糸切りなどにより直すこと。
- 「キズ直し」とは、織りキズなどを直すこと。
- 「ネップ取り」とは、(羊毛糸などの)綿状部分を取り除くこと。
- 「バー取り」とは、反物に混入した微小なワラ・草などを取り除くこと。
- 「ボツ出し」とは、織り込まれた糸の結び目を取り除くこと。

(3) 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

「軽易な運搬の業務」とは、手作業又は手押し台車による運搬の業務をいいます。

(4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

「(手作業による)検査の業務」とは、目視等による簡単な検査をいうものであり、検査機を使用して行う性能検査は含まれません。

(5) 輸送用機械器具製造業

「(手作業による)塗装の業務」とは、はけ塗り、スプレー缶による塗装等手作業により行うものをいい、スプレーガン等を使用する作業は含まれません。

愛知県の特定（産業別）最低賃金適用早見表

最低賃金件名	適用対象業種 (日本標準産業分類)	適用除外業務 (特有の軽易業務等)
染色整理業	ア E114 染色整理業(糸染色業を除く。) イ E110 アに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ウ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。)	手作業によるラベルはり、荷造りカード付け、包装、袋詰め、反物の汚れ落とし、起毛機の掃除、染色・精練のための原材料の取揃え、修整(主として手バサミ、ピンセット又は修整ペンを用いて行う糸入れ、インキング、吊り直し、キズ直し、ネップ取り、バー取り又はボツ出し)又は軽易な運搬の業務

<p>製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業</p>	<p>ア E221 製鉄業 イ E222 製鋼・製鋼圧延業 ウ E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) エ E220 アからウまでに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 オ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	<p>軽易な運搬の業務</p>
<p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業</p>	<p>ア E25 はん用機械器具製造業 イ E26 生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。) ウ E27 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。) エ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p>	<p>ア E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 イ E29 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。 ウ E30 情報通信機械器具製造業 エ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	<p>部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務</p>
<p>輸送用機械器具製造業</p>	<p>ア E311 自動車・同附属品製造業 イ E312 鉄道車両・同部分品製造業 ウ E314 航空機・同附属品製造業 エ E315 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 オ E319 その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) カ E2621 建設用ショベルトラック製造業 キ E260・E310 アからカまでに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ク L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからカまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>	<p>手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務</p>
<p>計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</p>	<p>ア E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く)</p>	

	イ E275 光学機械器具・レンズ製造業 ウ E323 時計・同部分品製造業 エ E270・E320 アからウまでに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所 オ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアからウまでに掲げる産業に分類されるものに限る。)	
各種商品小売業	ア I56 各種商品小売業 イ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。)	
自動車(新車)小売業	ア I5911 自動車(新車)小売業 イ I590 アに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所 ウ L7282 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がアに掲げる産業に分類されるものに限る。)	

(注1) 各特定(産業別)最低賃金の適用対象業種は、原則として日本標準産業分類に基づく。

(注2) 次に掲げる者及び各特定(産業別)最低賃金の「適用除外業務」に主として従事する者については、『愛知県最低賃金』が適用される。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者。
- ② 雇入れ後3か月(染色整理業にあつては6か月)未満の者であつて、技能習得中のもの。
- ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者。